

令和7年度 第3回飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会

日時：令和8年3月23日(月) 13時～

場所：家庭動物啓発センター

次 第

1 報告

不妊去勢手術支援の進捗状況について【資料①】

2 議事

(1) 令和8年度事業スケジュール(案)について【資料②】

(2) 捕獲講習会について【資料③】

(3) 協議会経理規程の改正について【資料④】

3 その他

【配布資料】

- ① 不妊去勢手術支援の進捗状況
- ② 令和8年度事業スケジュール(案)
- ③ 捕獲講習会チラシ(案)
- ④ 福岡市飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会経理規程

飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業の進捗状況について

(1) 申請件数 【R8.2 月末時点】

① 選定枠(区別) (件)

| 区 | 東 | 博多 | 中央 | 南 | 城南 | 早良 | 西 | 計 |
|-------|----|----|----|---|----|----|---|----|
| 令和5年度 | 3 | 5 | 2 | 9 | 3 | 5 | 7 | 34 |
| 令和6年度 | 8 | 11 | 1 | 6 | 1 | 6 | 3 | 36 |
| 令和7年度 | 10 | 7 | 4 | 4 | 3 | 5 | 5 | 38 |

② 多頭飼育枠(区別) (件)

| 区 | 東 | 博多 | 中央 | 南 | 城南 | 早良 | 西 | 計 |
|-------|---|----|----|---|----|----|---|---|
| 令和5年度 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 | 8 |
| 令和6年度 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 1 | 5 |
| 令和7年度 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

③ 公募枠(区別) (件)

| 区 | 東 | 博多 | 中央 | 南 | 城南 | 早良 | 西 | 計 |
|------|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 一次募集 | 93 | 46 | 23 | 34 | 25 | 29 | 59 | 309 |
| 二次募集 | 73 | 74 | 32 | 58 | 61 | 72 | 48 | 418 |
| 追加募集 | 61 | 37 | 32 | 41 | 39 | 37 | 47 | 294 |
| 計 | 227 | 157 | 87 | 133 | 125 | 138 | 154 | 1,021 |

(2) 手術頭数 【R8.2 月末時点】

① 選定枠(区別) (頭)

| 区 | 東 | 博多 | 中央 | 南 | 城南 | 早良 | 西 | 計 |
|-------|-----|-----|----|-----|----|----|----|-----|
| 令和5年度 | 27 | 110 | 39 | 154 | 18 | 74 | 92 | 514 |
| 令和6年度 | 145 | 194 | 20 | 90 | 10 | 50 | 39 | 548 |
| 令和7年度 | 158 | 56 | 16 | 23 | 22 | 46 | 46 | 367 |

② 選定枠(四半期別、雌雄別) (頭)

| | オス | メス | 計 |
|---------|-----|-----|-----|
| 5~6月期 | 57 | 68 | 125 |
| 7~9月期 | 38 | 60 | 98 |
| 10~12月期 | 31 | 27 | 58 |
| 1~2月期 | 40 | 46 | 86 |
| 計 | 166 | 201 | 367 |

③ 多頭飼育枠(区別) (頭)

| 区 | 東 | 博多 | 中央 | 南 | 城南 | 早良 | 西 | 計 |
|-------|----|----|----|---|----|----|----|----|
| 令和5年度 | 23 | 18 | 0 | 0 | 0 | 30 | 5 | 76 |
| 令和6年度 | 0 | 0 | 9 | 0 | 0 | 38 | 47 | 94 |
| 令和7年度 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25 |

④ 多頭飼育枠(四半期別、雌雄別) (頭)

| | オス | メス | 計 |
|---------|----|----|----|
| 5~6月期 | 0 | 0 | 0 |
| 7~9月期 | 5 | 10 | 15 |
| 10~12月期 | 5 | 5 | 10 |
| 1~2月期 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 10 | 15 | 25 |

⑤ 公募枠

●一次募集 手術頭数 381 頭 (頭)

| 捕獲器 | 申込 | 当選 | 手術 | 実施率 |
|------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 貸出なし | 633(237件) | 453(168件) | 349(141件) | 77.0% |
| 貸出あり | 201(72件) | 47(17件) | 32(12件) | 68.1% |
| 計 | 834(309件) | 500(185件) | 381(153件) | 76.2% |

●二次募集 手術頭数 395 頭 (頭)

| 捕獲器 | 申込 | 当選 | 手術 | 実施率 |
|------|-------------|-----------|-----------|-------|
| 貸出なし | 934(340件) | 469(173件) | 374(146件) | 79.7% |
| 貸出あり | 204(78件) | 31(12件) | 21(10件) | 67.7% |
| 計 | 1,138(418件) | 500(185件) | 395(156件) | 79.0% |

●追加募集 手術頭数 239 頭 (頭)

| 捕獲器 | 申込 | 当選 | 手術 | 実施率 |
|------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 貸出なし | 656(243件) | 264(139件) | 215(115件) | 81.4% |
| 貸出あり | 129(51件) | 36(19件) | 24(16件) | 66.7% |
| 計 | 785(294件) | 300(158件) | 239(131件) | 79.7% |

(区毎) (頭)

| 区 | 東 | 博多 | 中央 | 南 | 城南 | 早良 | 西 | 計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 当選 | 320 | 198 | 115 | 195 | 147 | 169 | 156 | 1,300 |
| 手術 | 272 | 166 | 74 | 145 | 123 | 126 | 109 | 1,015 |

【参考②】チケット交付数【R8.2月末時点】

選定枠(地域別)

| | 申請地域 | 交付数 | 地域名(交付数) |
|-----|------|-----|----------|
| 東区 | 10 | 160 | |
| 博多区 | 7 | 77 | |
| 中央区 | 4 | 42 | |
| 南区 | 4 | 26 | |
| 城南区 | 3 | 27 | |
| 早良区 | 5 | 58 | |
| 西区 | 5 | 84 | |
| 計 | 38 | 474 | |

多頭飼育枠(地域別)

| | 申請数 | 交付数 | 地域名(交付数) |
|----|-----|-----|----------|
| 東区 | 1 | 28 | |
| 計 | 1 | 28 | |

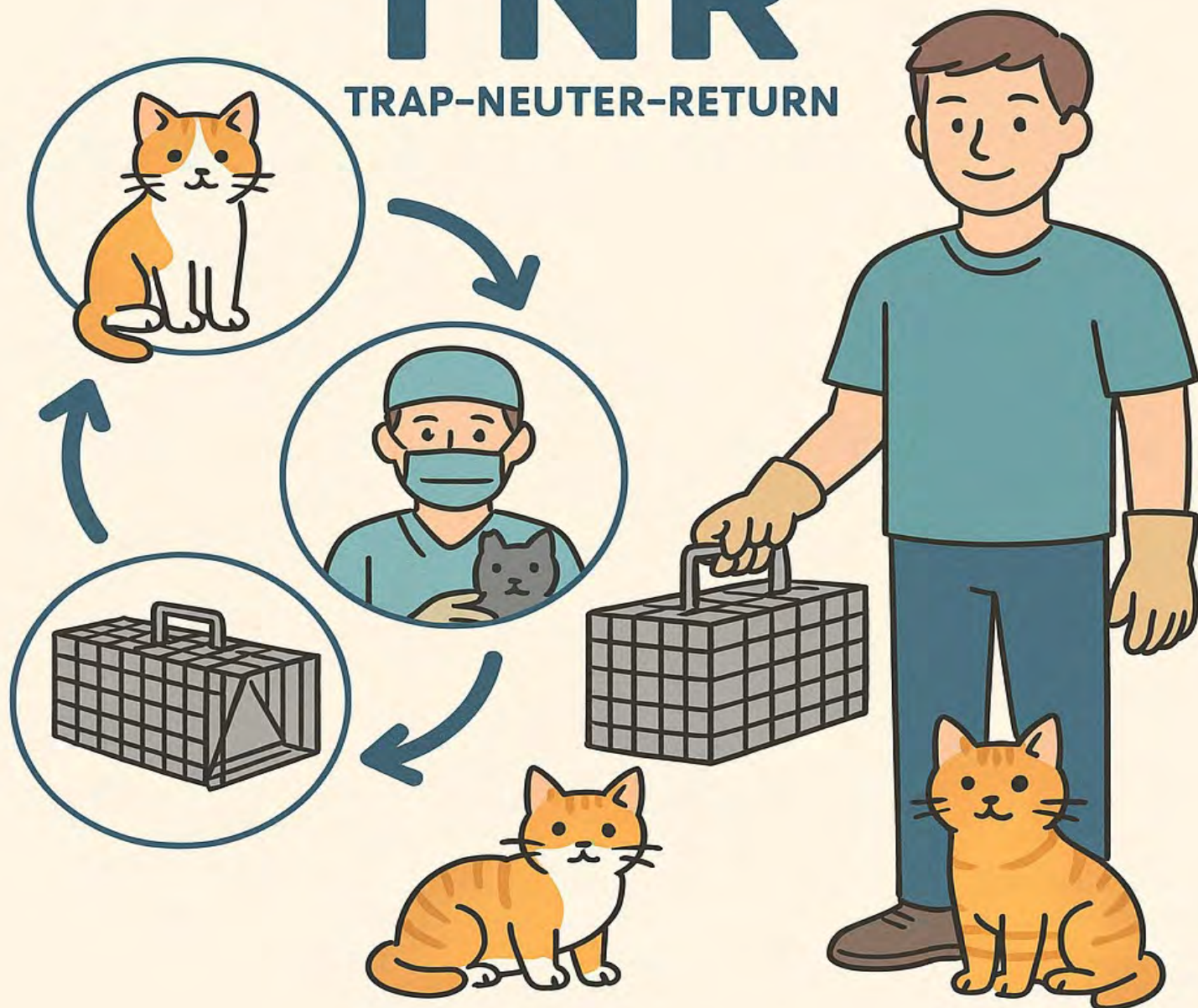
令和8年度 事業スケジュール(案)

資料②

| | R8 | | | | | | | | | | | |
|---|------|--------------------------------------|------|--------------------------------------|---|---------------------------|---|----------------------------|----|-----|---|-----|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| <p>公募枠 (1000頭) 1次:500頭 2次:500頭 (追加:未使用残分)</p> | | <p>1次募集 5/1~5/20</p> <p>→ 発送</p> | | <p>手術期間 6/1~8/31</p> | | | | | | | | |
| | | | | <p>2次募集 7/1~7/20</p> <p>→ 発送</p> | | <p>手術期間 8/1~10/31</p> | | | | | | |
| | | | | | | | <p>追加募集 10/15~10/21</p> <p>→ 発送</p> | <p>手術期間 11/1~12/31</p> | | | | |
| | ●講習会 | | ●講習会 | | | | | | | | | |
| <p>選定枠(500頭)・ 多頭飼育(100頭)</p> | | | | | | | <p>随時実施</p> | | | | | |
| 備考 | | | | 報告月 | | | 報告月 | | | 報告月 | | 報告月 |

TNR

TRAP-NEUTER-RETURN



飼い主のいない猫のやさしい捕獲講座 ～TNR活動を支えるために～

日時：令和8年4月〇〇日（月）14～15時

場所：家庭動物啓発センター（西区内浜1-4-22）

内容：捕獲器の正しい使い方
捕獲前の準備（餌の置き方、時間帯など）

定員：15名（先着）

申込：協議会ホームページをご覧ください

協議会HP
はこちら▼



福岡市飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会
TEL：092-891-1231（音声ガイダンス3番）

福岡市飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会 経理規程

(趣旨)

第1条 福岡市飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会（以下「協議会」という。）の経理に関する事務の取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

(事務局)

第2条 事務局は、協議会の予算、決算及び経理に関する事務を行うものとする。

(経理責任者)

第3条 経理に関する事務を行うため、事務局に経理責任者、経理主任者及び事務取扱者を置く。

2 経理責任者は事務局長（福岡市保健医療局生活衛生部生活衛生課長）とし、事務取扱者は経理責任者が指名する。

3 経理責任者は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 団体の予算及び決算に関すること。
- (2) 出納の決定に関すること。
- (3) 金銭、物品その他の資産の管理状況の確認に関すること。
- (4) 経理主任者及び事務取扱者に対する監督に関すること。
- (5) 事故防止に関すること。

4 経理主任者（福岡市保健医療局生活衛生部生活衛生課動物愛護管理係長）は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 経理責任者の補佐に関すること。
- (2) 事務取扱者に対する監督に関すること。

5 事務取扱者は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 出納に関すること。
- (2) 金銭、物品その他の資産の管理に関すること。
- (3) 金銭、物品その他の資産の出納状況に関する経理責任者への報告に関すること。
- (4) その他必要な事務に関すること。

(帳簿等)

第4条 経理責任者は、次に掲げる帳簿等を整備する。

- (1) 収入支出経理簿
- (2) 物品出納簿
- (3) 備品管理台帳

(予算)

第5条 予算は、会計年度ごとに編成し、総会に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、総会の承認を受ける前に、やむを得ず総会の開催経費などの予算を執行する必要があるときは、会長（又は事務局長）の承認を得た上で必要最小限の範囲にお

いて執行しなければならない。

- 2 やむを得ない理由により、当初の予算額を増額又は減額する必要がある場合は、総会の承認を受けなければならない。また、予算を流用する必要がある場合は、書面によりその決定を行わなければならない。
- 3 経理責任者は、予算の執行状況等を予算整理簿にて管理しなければならない。

(決算)

- 第6条 収支決算書は、会計年度終了後速やかに作成し、監事の監査を受け、総会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 物品出納簿及び備品管理台帳についても、監事による監査を受けなければならない。

(収入)

- 第7条 経理責任者は、協議会に収入があるときは、収入伺を作成し、預金通帳その他により入金額を確認の上、収入支出経理簿に記帳しなければならない。
- 2 収入を現金で受領した場合は、速やかに預金口座に入金しなければならない。

(支出)

- 第8条 経理責任者は、支出の決定を行うときは、支出の原因となるべき契約その他の行為を確認の上、支出伺を作成しなければならない。
- 2 経理責任者は、支払いを行うときは、請求書その他により支払金額を確認の上、支出伺を作成しなければならない。
 - 3 支払いは、原則として、口座振込により行わなければならない。ただし、小口払の場合は現金により、相手方から現金、小切手、郵便振替等による支払いの依頼を受けた場合は当該方法により支払うことができる。
 - 4 資金前渡又は概算払により支払いを行う場合は、速やかに領収書又はこれにかわる証拠書類を添付して精算しなければならない。
 - 5 前項の精算に際して、残金があるときは、精算と同時に返納しなければならない。
 - 6 やむを得ない理由により立替払を行う必要が生じた場合は、その旨を口頭で経理責任者に報告し、その承認を受けなければならない。
 - 7 経理責任者は、支払いを終えたときは、預金通帳その他により支払金額を確認の上、収入支出経理簿に記帳しなければならない。

(契約)

- 第9条 契約をする場合は、「福岡市契約事務規則」「福岡市契約事務取扱規程」に準じた取り扱いをするものとし、1件 20万円以上の契約については、2者以上から見積書を徴しなければならない。ただし、契約の性質又は目的等により契約の相手方が特定されるものについては、この限りではない。

(検査)

- 第10条 検査については、「福岡市契約事務規則」、「福岡市契約事務取扱規程」及び「福

岡市検査規程」に準じた取り扱いをするものとし、支出伺に検査の記録を記載しなければならない。

(現金の管理)

- 第11条 現金については、経理責任者の指定する金融機関に預金しなければならない。
ただし、特段の事情があるときは、経理責任者の決裁を経て、事務局において現金を保管することができる。
- 2 前項ただし書により事務局において現金で保管する場合は、保管金額及び保管期間を必要最小限にとどめ、かつ、所定の金庫に保管するなど事故防止に万全を期さなければならない。
- 3 預金通帳は所定の金庫に保管し、銀行登録印及び金庫の鍵は経理責任者が別に保管するなど、適正に保管しなければならない。

(物品等の管理)

- 第12条 金券又はこれに類する物品を購入した場合は、物品出納簿に記帳し、適正に管理しなければならない。
- 2 1件50,000円以上の備品等を購入した場合は、備品管理台帳に記帳し、適正に管理しなければならない。

(文書の保存期間)

- 第13条 出納関係文書の保存期間は、5年とする。

(雑則)

- 第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月21日から施行する。

(第4条の改正、第10条及び第12条の追加)

附 則

この規程は、令和8年3月〇日から施行する。

(第9条の改正)

改正案の下線部は修正した箇所を示す。

福岡市飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会 経理規程

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|---|----|
| <p>第1～8条 略</p> <p>(契約)</p> <p>第9条 契約をする場合は、「福岡市契約事務規則」「福岡市契約事務取扱規程」に準じた取り扱いをするものとし、1件10万円以上の契約については、2者以上から見積書を徴しなければならない。ただし、契約の性質又は目的等により契約の相手方が特定されるものについては、この限りではない。</p> <p>第10～14条 略</p> | <p>第1～8条 略</p> <p>(契約)</p> <p>第9条 契約をする場合は、「福岡市契約事務規則」「福岡市契約事務取扱規程」に準じた取り扱いをするものとし、1件<u>20</u>万円以上の契約については、2者以上から見積書を徴しなければならない。ただし、契約の性質又は目的等により契約の相手方が特定されるものについては、この限りではない。</p> <p>第10～14条 略</p> | |